甲州市大和保育所

重要事項説明書



甲州市立　大和保育所

甲州市大和保育所　重要事項説明書

保育・教育の提供の開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

１　事業者の運営主体

事業者の名称	甲州市
事業者の所在地	〒404-8501 甲州市塩山上於曽1085番地1
事業者の電話番号・FAX	電話番号　0553-32-2111（代） FAX　　0553-32-1818
代表者氏名	甲州市長　　鈴木　幹夫
定款の目的に定めた事業	児童福祉施設

２　施設の概要

種別	保育所					
名称	甲州市立大和保育所					
所在地	甲州市大和町初鹿野1685番地6					
電話番号・FAX	0553－48－2158					
施設長氏名	菅井　陽子(R7.4現在) (※人事異動等により換わる場合があります。)					
開設年月日	昭和 40年 4月 1日					
利用定員（年齢別）	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
	3人	4人	5人	10人	11人	12人
取扱う保育事業	一時保育、延長保育、					
事業所番号	１９２１３５１０００１３４					

3　施設・設備の概要

敷地面積		1，648．4㎡	
園　舎	構造	鉄骨一部鉄筋コンクリート造　2階建て　延床面積　147㎡	
	延　床　面　積	345．9㎡	
施設設備の数と面積	乳児室	1室	10．98㎡
	ほふく室	1室	18．25㎡
	保育室	3室	84．00㎡
	遊戯室	1室	63．00㎡
	調理室	1室	26．27㎡
	調乳室	1室	3．00㎡
	幼児用トイレ	3個	17．6㎡
	医務室	1室	7．40㎡
	事務室	1室	22．14㎡
	控え室	1室	11．84㎡
	教材室	1室	4，00㎡
	倉庫	1室	8．23㎡
設備の種類		プール、冷暖房等	
屋外遊戯場（園庭）		屋外遊戯場　514.0㎡（代替場所　大和小学校校庭）	

園舎平面図　別紙1　参照

４ 施設の目的、運営方針

目　的	・甲州市立大和保育所は、以下の運営方針に基づき、就学前の保育を必要とする子どもに、適切な保育・教育を提供する
運営方針	・子どもが健やかに成長するために適切な環境を等しく確保されることを目差す。 ・入所する全ての子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進するよう努める。 ・子どもの意思及び人格を尊重して最もふさわしい保育・教育を提供するよう努める。 ・子どもの属する家庭や地域及び様々な専門機関との連携を図りながら、子どもの保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援などを行うように努める。

５ 職員体制

施 設 長	１人	8:30～17:15勤務
保 育 士	6人 （常勤・パート） 受け入れ児童数により増減する場合があります。	早番7:30～16:15 普通8:30～17:15 遅番9:15～18:00 （園児在園時間に合わせて最長19:00まで） ローテーション勤務
調 理 員 （栄養士除く）	２人 （常勤）	8:30～17:00勤務
嘱 託 医	３人 （非常勤3人　内科・歯科・眼科）	

６　保育・教育を提供する日及び時間

（1）開所日

開　所　日	月曜日から土曜日
休　所　日	日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日 12月29日から翌年の1月3日までの日

（2）開所時間

月曜日から金曜日	午前7時30分から午後7時00分まで
土　曜　日	午前7時30分から午後7時00分まで

※土曜保育については、申請が必要です。

（3）保育標準時間認定に関する保育時間（11時間）

月曜日から金曜日の保育時間（11時間）	午前7時30分から午後6時30分まで
土曜日の保育時間（11時間）	午前7時30分から午後6時30分まで
延長保育時間	午後6時30分から午後7時00分まで

（4）保育短時間認定に関する保育時間（8時間）

月曜日から金曜日の保育時間（8時間）	午前8時30分から午後4時30分まで
土曜日の保育時間（8時間）	午前8時30分から午後4時30分まで
延長保育時間	朝：午前7時30分から午前8時30分まで
	夕：午後4時30分から午後7時00分まで

※延長保育については、申請が必要です。　別紙2 参照

７　利用料金

（1）利用料

市が定める利用料を御支払いいただきます。（利用料の月額は、後日、通知書でお知らせします。）

（2）保育・教育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

（1)にあげる利用料のほか、次の費用を負担していただきます。

保育料（利用者負担）	甲州市が定める保育料
副食費	甲州市が定める金額
保険に係る費用 （日本スポーツ振興センターの災害共済掛金）	甲州市子育て支援課では甲州市立保育所に在園する児童の不慮の災害に備えて独立行政法日本スポーツ振興センター（以下センターと言います。）と災害共済給付契約を結んでいます。 年額　　210円　　（165円は、市が助成）
保護者会費	保護者会活動費　　年額　9，600円　（1期3,200円×3期）
親子遠足	行き先によって異なります。 （参加者数で後日清算し集金）
入所用品・教材等	カラー帽子・防災頭巾・道具箱・粘土・粘土ケース・粘土ヘラ・お便りノート・自由画帳・クレヨン等　（年齢により異なります） 約　1，150円　～　9，000円
月刊誌	3歳以上児　　前期　約　2，500円　後期　　約　2，500円
保育標準時間延長保育料	午後6時30分から午後7時00分　1回50円 月額1,000円を上限とする。
保育短時間延長保険料	午後4時30分から午後6時00分　1回100円 ※一月のうち20日を超えて延長保育をした場合は、 月額2，000円を上限とする。 午後4時30分から午後7時00分1回200円 ※一月のうち15日を超えて延長保育をした場合は、 月額3，000円を上限とする。

上記以外にやむを得ず必要な費用が生じた場合は、別途保護者に説明します。

＊令和元年10月1日から、子ども・子育て支援法の改正により幼児教育・保育の無償化がスタート
3～5歳児クラスの子どもの利用料は無償化、副食費は保護者負担となっています。

8　支払方法

利用料は口座振替払、

保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等は、現金払で、期日までに集金袋にて支払う。

9　提供する保育・教育等の内容

児童福祉法、子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、保育所保育指針及び保育課程に沿って、乳幼児の発達に必要な保育・教育を提供します。

・特定教育・保育及び時間外保育の提供

上記6に記載する時間において、保育を提供します。

10　食事の提供

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。ただし、3歳未満児は完全給食、3歳以上児は副食給食(主食持参)となります。

	午前おやつ	昼　食	午後おやつ	保育園での摂取割 （一日の摂取カロリー）
3歳未満児	9時　30分	11時　15分	15時　15分	（1050kcal） 50%
3歳以上児		11時　30分	15時　15分	（1400kcal） 40%

※献立表は、市の栄養士が作成し毎月別途お知らせします。

※給食は2名の調理員により自園で調理します。

※離乳食は、保育所給食食材チェック表（離乳食～幼児食）を記入していただき対応します。

※食物アレルギーがあれば除去食の提供をしています。ご相談ください。それに基づき、適切な対応に努めます。

※年間食育計画に基づき、子ども達と野菜作りや、クッキングなどに取り組む

※食品の放射線量検査　　※地産地消

11　毎日の保育・教育の流れ

１日の保育内容			
０・１・２歳児		３・４・５歳児	
時間	保育内容	時間	保育内容
7:30	延長保育	7:30	延長保育
8:30	健康観察・持ち物整理	8:30	健康観察、持ち物整理
	自由遊び・排泄・手洗い		朝の会
			自由遊び、体操
			排泄・手洗い・うがい
9:30	おやつ		
10:00	総合保育	10:00	組別・年齢別総合保育
			自由遊び
11:00	排泄・手洗い		
	給食の準備		排泄・手洗い・うがい
	給食	11:20	給食の準備
			給食
12:20	片付け・排泄・手洗い		
	歯磨き・午睡	12:30	排泄・手洗い・歯磨き
			午睡（3・4歳児…通年）
			（5歳児…4月～10月末）
15:15	おやつ・個別検査	15:15	おやつ・個別検査
	降所準備(個別検査)		降所準備
	帰りの会		帰りの会
	順次降所		順次降所
16:30	延長保育（短時間認定）	16:30	延長保育（短時間認定）
18:30	延長保育（標準間認定）	18:30	延長保育（標準間認定）
19:00	保育終了	19:00	保育終了

保育時間		
	○通常保育時間	
	月曜日～土曜日	8：30～16：30
	○時間外保育（延長保育）	
	月曜日～土曜日	7：30～8：30
		16：30～19：00

お散歩

屋外遊戯場以外に、町内各地域にお散歩に行きます。

１２　クラス編成

年齢	クラス名
0　歳　児	ひよこ組
1　歳　児	ひよこ組
2　歳　児	うさぎ組
3　歳　児	こあら組
4　歳　児	ぱんだ組
5　歳　児	ぞう組

１３　保護者に用意していただくもの

（1）入園時にご用意いただくもの

別紙3　参照

（2）毎日持参いただくもの

・通園かばん・手さげ袋

・手拭タオル　・ハンカチ・はながみ

・お便りノート(毎日チェックをお願いします)・未満児は連絡ノート(毎日記入をお願いします)

・コップ・箸・お弁当(白ご飯)･･･未満児はコップとスプーン・フォークのみ

・歯ブラシ･･･0・１歳児は担任と相談してください。

・未満児は、エプロン・お口拭き・ビニール袋（汚れたお口拭き・エプロンを入れる袋）

・ビニール袋（汚れた着替えを入れる袋）

（3）服装について

・全園児カラー帽子を着用し登園してください

・動きやすく、脱ぎきしやすい服装

・ひもやフードなどのひっかかりやすい服は避けるようにしてください。

（4）その他ご用意いただくもの

・各年齢で必要に応じて担任よりお知らせします。

14　登園・降園について

（1）登園にあたっては、次の点に留意してください。

・欠席、遅刻する場合は、必ず朝9時までに連絡してください。
・毎朝の健康状態をみてください。また、ご家庭で体調に変化があったときにはお知らせください。
・危険なもの、お金、お菓子、おもちゃなどは持ってこないようにしましょう。
・送迎は、保護者が責任を持って保育室の前までお願いします。
・門のカギは必ず保護者の方が開閉してください。
・車から降りて門へ入るまでは、手をつなぎましょう

（2）降園にあたっては、次の点に留意してください。

・帰宅して異常のあった場合は、すぐに保育所へ連絡してください。
・お迎えの時は、園内や駐車場で遊ばせず、速やかに帰るようにしましょう。
・送迎時間や送迎者がいつもと違う時は、必ず連絡してください。
・門のカギは必ず保護者の方が開閉してください。
・門から出てから車に乗るまで、手をつなぎましょう。

15　保育園と保護者との連携について

・保育は保護者とともに子どもを育てる営みであり、子どもの24時間の生活を視野に入れ保護者の気持ちに寄り添いながら家庭との連携を密にして保育を行います。
・心配なこと、分からないことはいつでも職員にお尋ねください。
・「園だより」や「献立表」は、見えるところに貼ってご覧ください。特に、「園だより」には、お知らせや行事予定などあります。また、おたより帳にも手紙や担任からの連絡事項もありますので、毎日確認してください。
・お子さまに特殊な病気や癖のある場合は、担任にお知らせください。
・わからないことやお気づきのことがありましたら、いつでも所長や担任保育士にご相談ださい。

１６　健康診断、健康管理について

（１）健康診断

当所では、市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例に規定する定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法（昭和33年法律第57号）に規定する健康診断に準じて実施しています。

園児健康診断

内科検診	全園児　2回	歯科健診	全園児　2回
眼科健診	全園児　1回		
尿検査	全園児　2回		

（２）健康管理、病気のときの対応

・保育所は集団生活となります。乳幼児は抵抗（免疫）力が十分ではありません。
　各種防接種や市の乳幼児健診など受けることをお勧めします。
・毎月身長と体重の測定を行います。
・発熱、嘔吐、その他いつもと違い気になる状態の時、緊急連絡票 別紙4 により、
　連絡することがあります。
・感染症の場合、登園許可証の提出が必要となります。 別紙5

・慢性疾患・アトピー性皮膚炎等については、保育所へご相談ください。
・医師の診断により「食物アレルギーのため、食品の除去が必要」とされる場合保育所へご相談ください。
・園での投薬について

保育所では、次記に該当する場合に限り、届出をしていただいてからお薬をお預かりし対応します。

＊　保育時間内の投薬が必要であると医師が判断した場合
＊　特定の症状が出た時に投薬を必要とする疾患を持っているお子さんで、保育時間内であっても投薬が必要であると医師が判断した場合
（例：軟膏、座薬など）

（受診の時、投薬を朝夕2回にしてもらうなど、まずは医師にご相談ください）

17　感染症対策について

当所は、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、国の「保育所における感染症対策ガイドライン」及び感染症マニュアルに則り、衛生管理を適切に実施し、感染症及び食中毒の予防に努めます。

・園での予防対策　　発生した場合は、園便り、掲示板、などで連絡します。

18　障害児保育

19　医療的ケア

20　嘱託医

以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

（1）内科医

医療機関の名称	渡辺医院
医　院　長　名	渡辺　雄一郎
所　　在　　地	甲州市大和町初鹿野1835－2
電　話　番　号	48－2230

（2）歯科医

医療機関の名称	鶴田歯科医院
医　院　長　名	鶴田　好幸.
所　　在　　地	甲州市勝沼町等々力2328－43
電　話　番　号	44－5108

（3）眼科医

医療機関の名称	古川眼科
医　院　長　名	古川　裕之
所　　在　　地	山梨市小原西196-2
電　話　番　号	22-0159

21　地域防災拠点、広域避難場所

保育所近隣の地域防災拠点、広域避難場所は次のとおりです。

地域防災拠点	大和支所	大和町初鹿野1693－1
広域避難場所	大和小学校	大和町初鹿野1679－5
そ の 他	大和初鹿野運動場	大和町初鹿野1643

22　緊急時における対応

保育・教育の提供中に、子どもの健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、お子さまの保護者の方があらかじめ指定した緊急連絡先に連絡します。また、嘱託医又は子どもの主治医に相談する等の措置を講じます。

保護者と連絡が取れない場合には、乳幼児の身体の安全を最優先させ、当保育所が責任を持って、しかるべき対処を行いますので、あらかじめ御了承願います。

＜近隣の緊急連絡先＞

警 察 署	塩山警察署　32－0110
	大和警察官駐在所　48－2110
消 防 署	東山梨消防本部 塩山分署　32－0119
	塩山消防署勝沼分署　44－0119
甲州市役所	子育て支援課　32－5081

23　非常災害時の対策

非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定めています。

非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、毎月1回以上避難及び消火、救出その他必要な訓練を実施しています。

防火管理者	所長　菅井　陽子
消防計画届出年月日	消防署　　令和　7年　4月　21日
避難訓練	避難訓練の内容と回数を記載　別紙6　参照
防災設備	消火器、誘導灯、火災報知器　など　別紙1　参照

・震度5強以上の大規模地震及び東海地震に係る「警戒宣言」が発令された場合の対応ついては、甲州市子育て支援課で出された『保護者のみなさまへ』（別紙7参照）のとおりです。

保育中の場合で保育所にとどまることが危険と判断した時には、園外へ避難します。その際には避難場所を掲示しておきます。保護者等がお迎えに来るまでは、安全に配慮しながら、お子さまをお預かりしています。入所時に引き渡しカードを配布します。非常時のお迎えの時にはカードを持参してください。

※非常時園児引き渡しカードおよび保育所の避難場所については　別紙7裏　のとおりです。

24　賠償責任保険の加入状況　　以下の保険に加入しています。

保険の種類	日本スポーツ振興センターの災害共済
保険の内容	医療費・障害・死亡の見舞金
保険金額	年額　365　円（155円は、市子育て支援課が助成）

25　業務の質の評価について

保育所の自己評価	実施方法：年度末の保護者へのアンケート、保育士等の自己評価に基づき、職員で話し合う。 公表方法：書面にて公表する。

26　苦情相談窓口

・保育所では、保護者からの相談や苦情などに適切に対応する体制を整えています。

・わからないことやご意見、ご要望などについても、お気軽にお申し出ください。　別紙8

27　地域の育児支援について

・一時預かり保育の実施、園庭開放の実施など行なっています。

28　児童虐待予防について

・保育所は、児童虐待の早期発見・早期対応に努め、市町村・児童相談所等に通告情報提供を速やかに行います。

・保育所は、利用子どもの人権の擁護・虐待の防止のため次の措置を講じます。

（1）人権の擁護、虐待の防止等に必要な体制の整備

（2）職員による利用子どもに対する必要な体制の整備

（3）虐待の防止、人権に関する啓発のための職員に対する研修の実施

（4）その他虐待防止のために必要な措置

29　当初の利用開始、終了及び利用にあたっての留意事項

・市町村が行った利用調整により当初の利用が決定された時、かつ、保育・教育の実施について委託をうけた時に入所となります。

・当初の利用開始にあたり必要事項を記載した書面により、利用するお子さんの保護者とその内容を確認します。（重要事項説明書など）

・次のいずれかに該当する時は、保育・教育の提供を終了します。

（1）「子ども・子育て支援法施行規則」第1条の規定に該当せず、市町村が利用を取り消した時

（2）支給認定保護者から保育所利用の取り消しの申し出があった時（退所届）

（3）市町村が保育所の利用継続が不可能であると認めた時

（4）その他、利用継続において重大な支障又は困難が生じた時